

障がい者用の駐車場は、障がい者の専用スペースです

障がい者等用駐車場に障がいのない人が駐車しているために、障がいのある人が駐車できないことがあります。
必要のない方は、障がい者等用駐車場の利用を避けましょう。



妊産婦や子ども連れの人に配慮しましょう

妊産婦や小さな子ども連れの人を見かけたら、席を譲る、ドアを開ける、階段などでベビーカーを代わりに持つなどの配慮をしましょう。



一般トイレを利用できる方は多目的トイレの利用を控えましょう

車いす使用者は、多目的トイレのような広いスペースが必要です。一般のトイレを利用できる方は、多目的トイレの利用を控えましょう。



点字ブロックの上に物を置かないでください

歩道や地下通路に設置した点字ブロック(視覚障がい者誘導用ブロック)は、視覚障がい者の歩行の安全を確保するためのものです。点字ブロックの上に自転車や看板を置かないでください。



お互いに支え合える社会にしましょう

車いすを利用している方や、お年寄りで体の自由がきかない方などが手助けを必要としている様子を見かけたら、一言声をかけてあげましょう。



工事へのご理解をおねがいします

整備を進めるに当たって、皆さんの近所でも道路などの工事が行われ、一時的にご迷惑をお掛けすると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

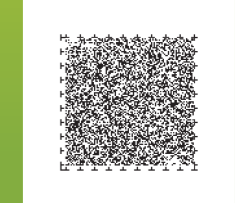


新・札幌市バリアフリー基本構想

概要版



こちらは活字文書読み上げ装置に対応した音声コードです。



お問い合わせ

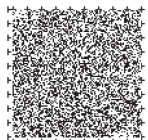
札幌市市民まちづくり局 総合交通計画部 交通計画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL. (011)211-2275 FAX.(011)218-5114

*本冊子の内容はホームページでもご覧いただくことができます。

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/index.html>



さっぽろ市
01-C07-15-699
27-1-70

平成27年(2015年)3月

札幌市

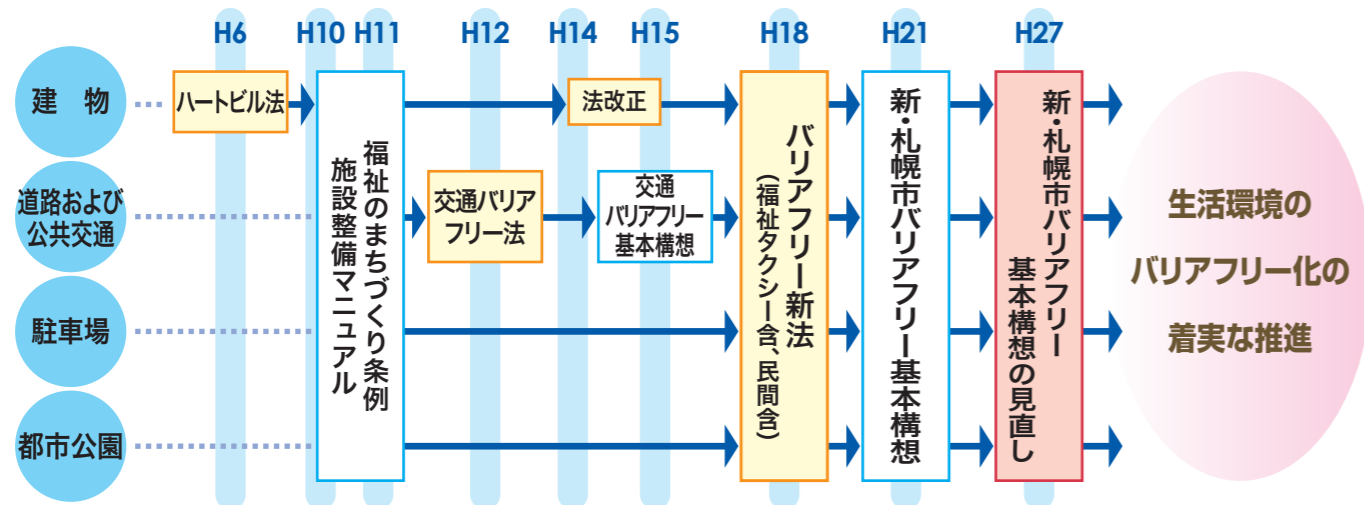
I バリアフリー基本構想見直しの背景

1 基本構想の位置づけと見直しの目的

バリアフリー基本構想とは、平成18年に制定された「バリアフリー新法」に基づき、自治体が、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区で、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進するために策定するものです。

札幌市では、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定し、平成21年に「新・札幌市バリアフリー基本構想」を策定するなど、バリアフリー環境の整備に取り組んできました。(平成23年に一部見直し)

基本構想の策定後、国の基本方針が改定されたほか、高齢化のますますの進展や障害者差別解消法の制定など、バリアフリーを取り巻く状況も変化していることから、これまでの取組を検証し、新たに策定された「札幌市まちづくり戦略ビジョン」などの上位計画と整合を図りながら、今回、基本構想を見直すこととしました。



札幌市総合交通計画

(平成24年1月策定)



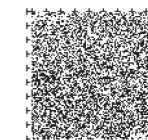
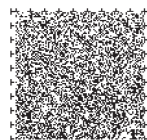
- 様々な交通モードのバリアフリー化
- 歩道のバリアフリー化の推進

札幌市まちづくり戦略ビジョン

ビジョン編(平成25年2月策定)
戦略編(平成25年10月策定)



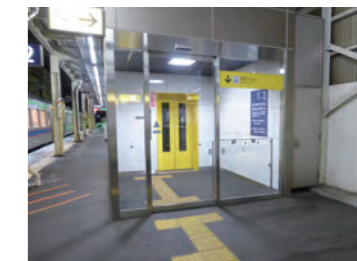
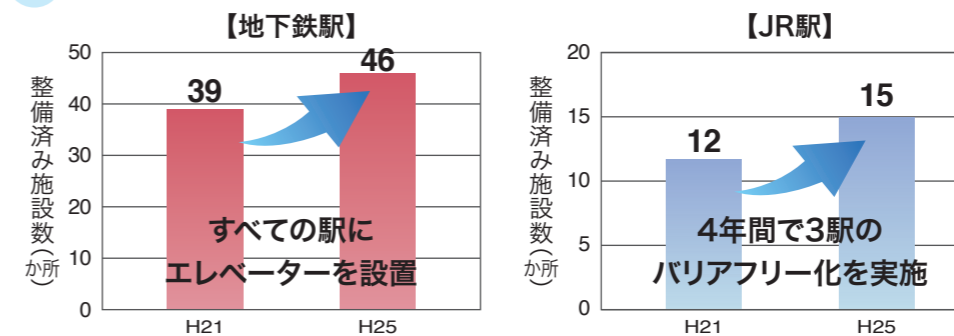
- 重点整備地区におけるバリアフリー化を推進
- 再開発を利用したバリアフリー化の促進



2 バリアフリー整備の取組状況

札幌市が策定したバリアフリー基本構想の実現に向けて、それぞれの施設管理者が「特定事業計画」を作成し、バリアフリー化を推進しています。基本構想の策定以降、駅などの旅客施設、車両等、道路、信号機等、路外駐車場、都市公園、建築物の施設のバリアフリー化が着実に進んでいます。その一例をご紹介します。

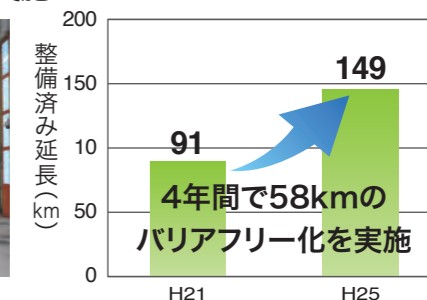
旅客施設 ・地下鉄駅やJR駅でエレベーターの設置などを実施



車両等 ・659台の低床バスを導入 ・270台の福祉タクシーを導入



道路 ・重点整備地区内の生活関連経路で道路のバリアフリー化を実施



信号機等

・621か所の信号機でバリアフリー化を実施



路外駐車場

・路外駐車場の届出の機会にバリアフリー化に向けた指導・助言を実施



都市公園

・トイレのバリアフリー化を実施し、244か所の公園で整備完了



建築物

- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置など経路を整備
- ・障がい者対応型エレベーターを整備
- ・オストメイト対応型トイレを整備



3 見直しのポイント

今回の基本構想の見直しのポイントは2つあります。

1 生活関連経路の見直し

生活関連経路のバリアフリー整備を進める上で、以下の3つの視点から、見直しを行いました。

更新

生活関連施設の新築・閉鎖・移転に応じて、生活関連経路を更新します。



適正化

幅が狭いなど十分に安全を確保することが難しい道路は、経路の振り替えや整備方法を検討します。



充実

駅周辺の歩行者が多い道路を生活関連経路と位置付け、歩行空間ネットワークの連続化を図ります。

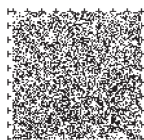


2 整備目標及び推進方策の見直し

平成23年の国の基本方針の改定に合わせて、各事業者の目標の変更や対象の拡充などを検討し、事業ごとにバリアフリー化の整備内容を見直しました。

バリアフリー新法に関連する用語解説

- 重点整備地区** 生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われ、バリアフリーに関する事業を重点的かつ一体的に実施することを目指すために指定した地区
- 生活関連施設** 高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設
- 生活関連経路** 生活関連施設間を結ぶ経路のうち、優先的にバリアフリーに配慮すべき道路
- 特定事業計画** 基本構想に基づき、各施設管理者が作成する事業計画



II 重点整備地区と生活関連経路

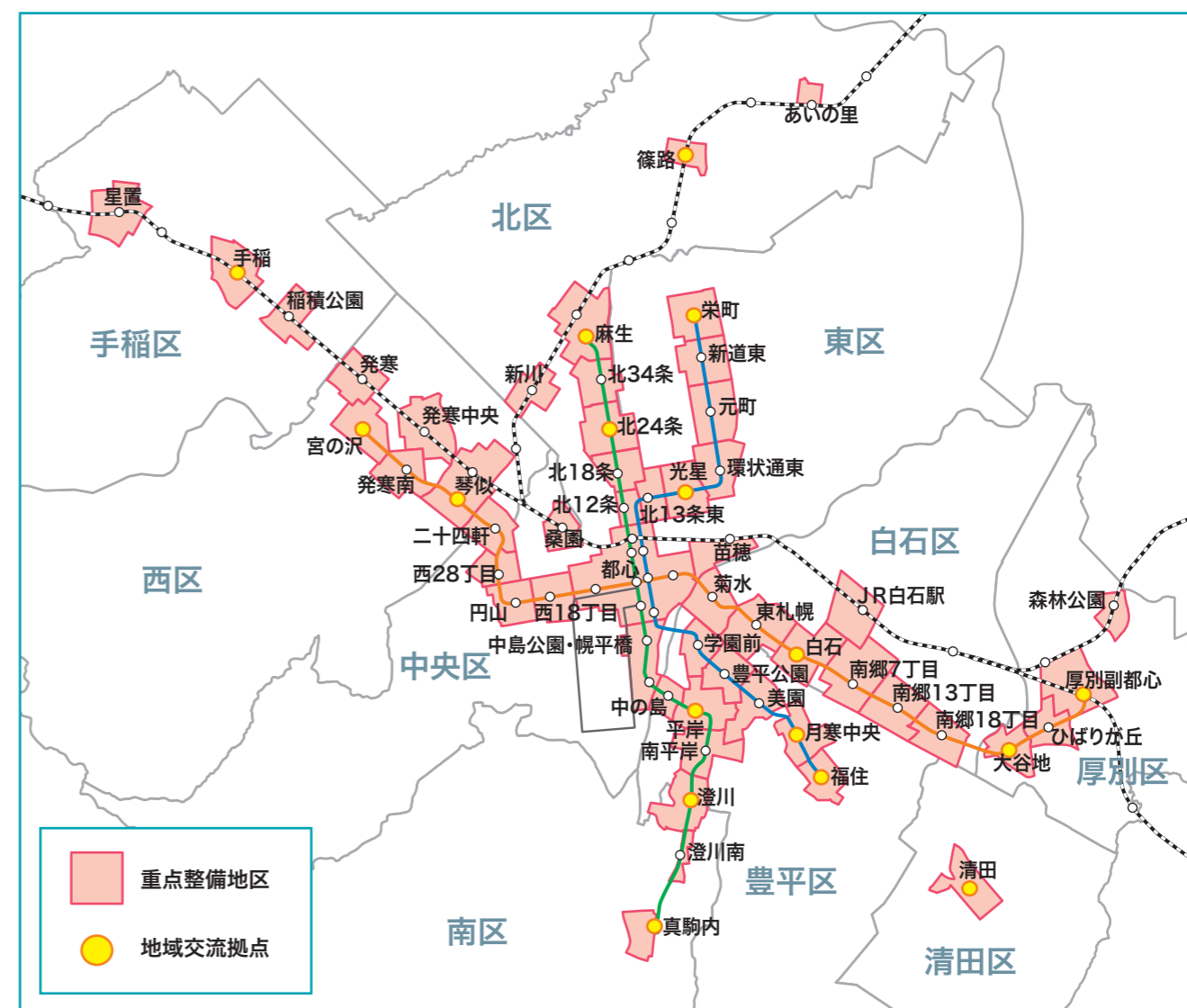
1 重点整備地区の設定

効率的なバリアフリー化整備を進めるために、「地域交流拠点※」及び「1日平均の乗降客数が5,000人以上の地下鉄・JR駅(平成20年度時点)」を中心とした徒歩圏(概ね半径500mあるいは1km四方の範囲)について、生活関連施設の立地状況を踏まえて、53の重点整備地区を設定しました。

※ 地域交流拠点とは

交通結節点である主要な地下鉄・JR 駅の周辺で、都市基盤の整備状況や機能集積の現況・動向などから、地域の生活を支える主要な拠点としての役割を担う地域のほか、区役所を中心に生活利便機能が集積するなどして区の拠点としての役割を担う地域

上記の考え方に基づき設定した重点整備地区は次のとおりです。



各地区の詳細については、別冊の資料「バリアフリー化推進マップ」でお知らせしていますので、そちらをご参照下さい。

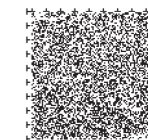
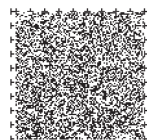
2 生活関連施設の設定

今回策定した基本構想の中で、対象とする生活関連施設は、以下のとおりです。

分類	生活関連施設
●教育施設	・盲学校、ろう学校、養護学校
●医療施設★	・病院(2,000m ² 以上)
●娯楽施設★	・劇場、観覧場、映画館又は演芸場(2,000m ² 以上)
●文化施設	・コミュニティーセンター ・地区センター ・まちづくりセンター ・その他の集会施設(札幌市民ホール、さっぽろ芸術文化の館、教育文化会館) ・図書館(中央図書館、地区図書館) ・美術館、博物館、郷土館、記念館
●商業施設★ 商店街	・商業施設(2,000m ² 以上) ・商店街 (飲食店、銀行等のサービス業を営む店舗を含む)
●郵便局	・郵便局
●宿泊施設★	・宿泊施設(2,000m ² 以上)
●官公署	・市役所、区役所、保健所 ・税務署、道税事務所 ・警察署 ・ハローワーク ・年金事務所
●福祉施設	・札幌市老人福祉センター ・札幌市視聴覚障がい者情報センター ・札幌市身体障害者福祉センター ・北海道障害者職業センター ・老人ホーム、福祉ホーム等(2,000m ² 以上)
●運動施設 都市公園	・市立体育館 ・競技場、野球場、プール ・都市公園(総合公園、運動公園、特殊公園)
●避難所	・収容避難場所
●旅客施設	・乗降客数5,000人/日以上(地下鉄、JR)、路面電車停留場、 鉄道駅に近接するバスターミナル ・上記で挙げた生活関連施設の最寄りのバス停留場



★福祉のまちづくり条例に定める「表示板」の交付を受けた施設のうち、医療施設、娯楽施設、商業施設、宿泊施設(以下これらを「バリアフリー化済み施設」という。)については、施設の規模に関わらず生活関連施設に設定します。



3 生活関連経路の設定

1 考え方

重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ経路を「生活関連経路」とします。

また、歩行空間ネットワークの充実に向けて、

- ・住宅地などから駅へアクセスする道路
- ・隣接する重点整備地区の間を結ぶ幹線道路

のうち、多くの人が行き交う道路(歩行者12時間交通量が概ね500人以上の道路)についても「生活関連経路」として新たに追加します。

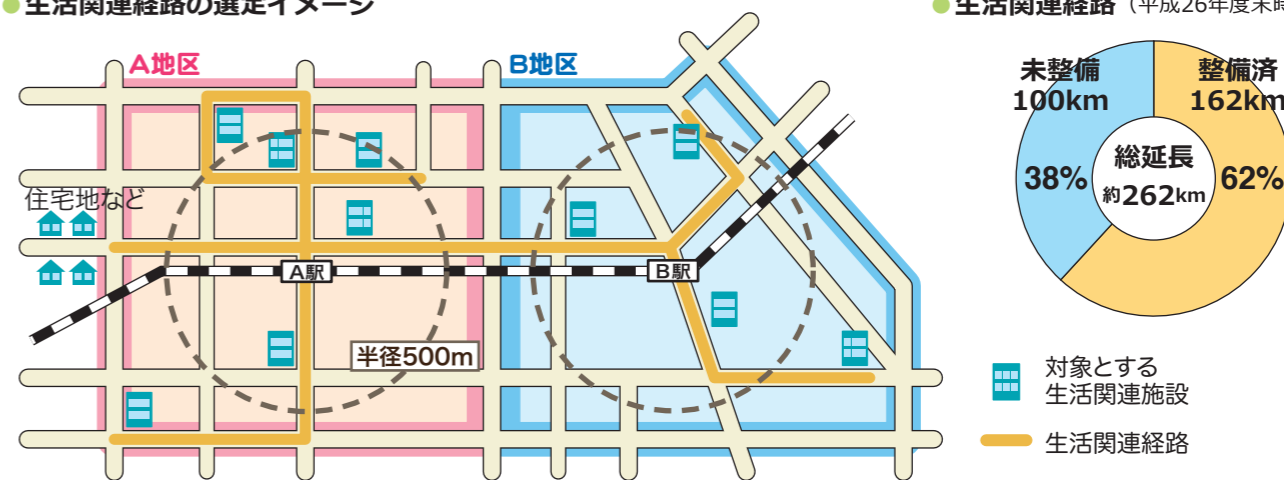
生活関連経路として位置づける道路は、冬期の除雪を考慮し、原則として実際に通行できる幅員(有効幅員)が2m以上ある道路などとなります。

2 経路延長と整備状況

この考え方に基づき、今回の見直しによって設定した生活関連経路の総延長は約262kmとなりました。このうち、平成26年度末現在での整備済み区間の延長は、約162kmとなっています。

●生活関連経路の選定イメージ

●生活関連経路(平成26年度末時点)



※半径500mの外であっても、旅客施設からの経路延長が1kmまでの「公共施設」「医療施設」「バリアフリー化済み施設」は経路で結びます。

3 整備の優先度

平成26年度末現在での未整備区間の延長は約100kmとなり、未整備区間すべてを完了するまでには長い期間を要します。このため、以下の基準により優先的に整備すべき経路を「主要な生活関連経路」として定め、効果的な事業実施を目指します。

- 1) 旅客施設と、公共施設(教育施設、文化施設、官公署、行政機関が運営する福祉施設、運動施設)や医療施設を結ぶ生活関連経路は、「主要な生活関連経路」とします。
- 2) 旅客施設とバリアフリー化済み施設を結ぶ経路についても、「主要な生活関連経路」とします。
- 3) 上記以外の経路については、「その他の生活関連経路」とします。



生活関連経路の詳細については、別冊の資料「バリアフリー化推進マップ」でお知らせしていますので、そちらをご参照下さい。

Ⅲ 各施設等の整備内容

1 旅客施設

一日当たりの平均利用者数が3,000人以上である鉄道駅・路面電車停留場・バスターミナルについてバリアフリー化を行います。



●整備項目	●整備内容
出入口	・有効幅員の確保などの検討
コンコース・通路	・支障物の排除などの検討
階段	・手すりの改善など高齢者や身体障がい者等に対する配慮の検討
案内・誘導	・各種案内標識、表示及び誘導に関する検討
視覚障がい者誘導用ブロック	・施設内における改善や新設の検討
券売機	・高齢者、身体障がい者等の利便性向上の検討
ホーム	・転落防止対策の検討
路面電車停留場	・スロープの設置、嵩上げ、停留場幅の拡幅などの検討

2 車両等

鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者と行政が協力しながら、高齢者、障がい者などが円滑に利用できる環境づくりを進めます。

●実施主体	●整備内容
地下鉄	・ホームドアの設置と連結部での転落防止措置 ・車両更新に合わせた車いすスペースの設置 ・車両番号などの文字及び点字表示
J R	・車両更新に合わせた車いすスペース、障がい者対応トイレの設置、車両番号などの文字及び点字表示
路面電車	・低床車両の導入
バス	・ノンステップバスの導入 ・車いすスペースやスロープを設けた低床バスの導入 ・バス停留場のバリアフリー化
タクシー	・バリアフリー車両(回転シートや車いすリフト装着車など)の導入検討
道路管理者	・道路やバス停留場のバリアフリー化

・高齢者や障がい者などの多様な人のニーズや特性を理解し、適切な対応ができるよう、マニュアルの整備や訓練を行う



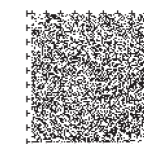
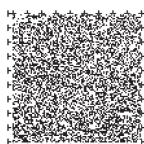
3 道路

地域交流拠点に該当する地区や、旅客施設の乗降客数が特に多い地区の主要な生活関連経路から、優先的にバリアフリー整備を進めます。

	●整備内容
段差・勾配	・段差の解消や、勾配の改善
舗装	・舗装面や目地についての改善
視覚障がい者誘導用ブロック	・分かりやすい適切な配置
その他道路付帯施設	・雨水ますなど道路付帯施設について、歩行の支障とならないよう移設、改善
駅自由通路の移動等円滑化	・エレベーターの設置などの段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置などの移動等円滑化
除雪	・歩道除雪やつるつる路面対策の実施
違法駐車対策	・歩道除雪や歩行の支障となる違法駐車への指導、啓発
違法駐輪対策	・歩行の支障となる違法駐輪に対する指導、及びマナーの啓発、撤去、必要に応じた駐輪場の整備
休憩施設	・沿道の施設と連携しながらベンチなどの設置について検討
案内標識	・設置場所や案内内容などの検討
照明	・照度が低い場所について設置を検討

優先的に実施

段階的に実施



4 信号機等

道路のバリアフリー化の進捗を考慮しながら、主要な生活関連経路にある信号機や標識などのバリアフリー化を優先的に実施します。

●整備項目	●整備内容
信号機等	・音響式信号機や歩行者の青時間延長機能を有する信号機、交通規制標識などの高輝度化を検討
違法駐輪・違法駐車	・違法駐輪・違法駐車対策及びそれら行為に対する啓発活動を実施



5 路外駐車場

駐車場管理者へ協力要請を行いながら、バリアフリー化を実施します。また、障がい者等用駐車場などの利用適正化のため、利用マナーに関する啓発活動を実施します。

●実施主体	●整備内容
民間事業者	・障がい者等用駐車場の設置などバリアフリー化への協力
行政	・駐車場管理者へバリアフリー化への協力要請 ・バリアフリー化された駐車場の情報提供 ・行政管理の特定路外駐車場の障がい者等用駐車場の設置などバリアフリー化



6 都市公園

札幌市が所管する都市公園について、新設や老朽施設の改修にあわせてバリアフリー化を進めます。

●整備項目	●整備内容
移動等円滑化園路	・段差や勾配の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、手すりの設置
休憩所	・あずまや、シェルターのバリアフリー化
駐車場	・障がい者等用駐車場の設置
便所	・多目的トイレの設置
水飲場	・身体障がい者対応水飲場の設置



7 建築物

「バリアフリー新法」及び「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、以下に示すバリアフリー化を進めます。また、札幌市が所有する建築物については、建築物の保全改修にあわせて、施工性・費用・利用実態等を考慮しながら整備を進めます。

●推進方策	●整備内容
施設のバリアフリー整備	・出入口、廊下等、階段・傾斜路、エレベーター、便所、敷地内通路、駐車場、案内設備、標識の設置・改修などの検討
民間施設への助言・指導	・札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、助言・指導、適合証、表示板を交付
民間施設改善のための融資制度	・札幌市福祉のまちづくり条例に準じた民間施設改善のための融資制度



IV ユニバーサル社会の実現に向けて

1 取組の方向性

今後、国際化の推進や安心して子育てができる街を目指していく札幌市においては、高齢者や障がい者だけでなく、外国人や妊産婦、ベビーカー利用者、子ども連れの人など、全ての人々にとって「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を、モノやまちなどのハード面だけでなく、ひとの意識や情報、社会参加の仕組みにも取り入れたユニバーサル社会の実現を目指す必要があります。

そのためには、高齢者や障がい者を含めた市民一人ひとりがユニバーサルデザインの視点でまちを評価し、段階的かつ継続的に改善を加えながらバリアフリー化を推進することが重要です。

行政や関係機関の取組

●ハード面のバリアフリー

歩行空間の整備や維持管理
建築物や公園のバリアフリー化
バリアフリー車両の導入 など

●ソフト面のバリアフリー

職員、従業員の教育活動
バリアフリー講習会や体験教室の開催
市民との情報共有や啓発活動 など

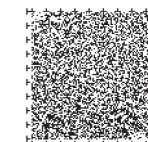
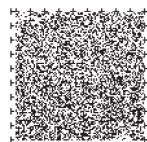
●心のバリアフリー

体が不自由な人たちに対する差別や偏見など目に見えないバリアの解消
高齢者や障がい者、ベビーカー利用者などへの理解や協力
お互いに思いやりを持った支え合い など

住民や利用者の取組

●ソフト面のバリアフリー

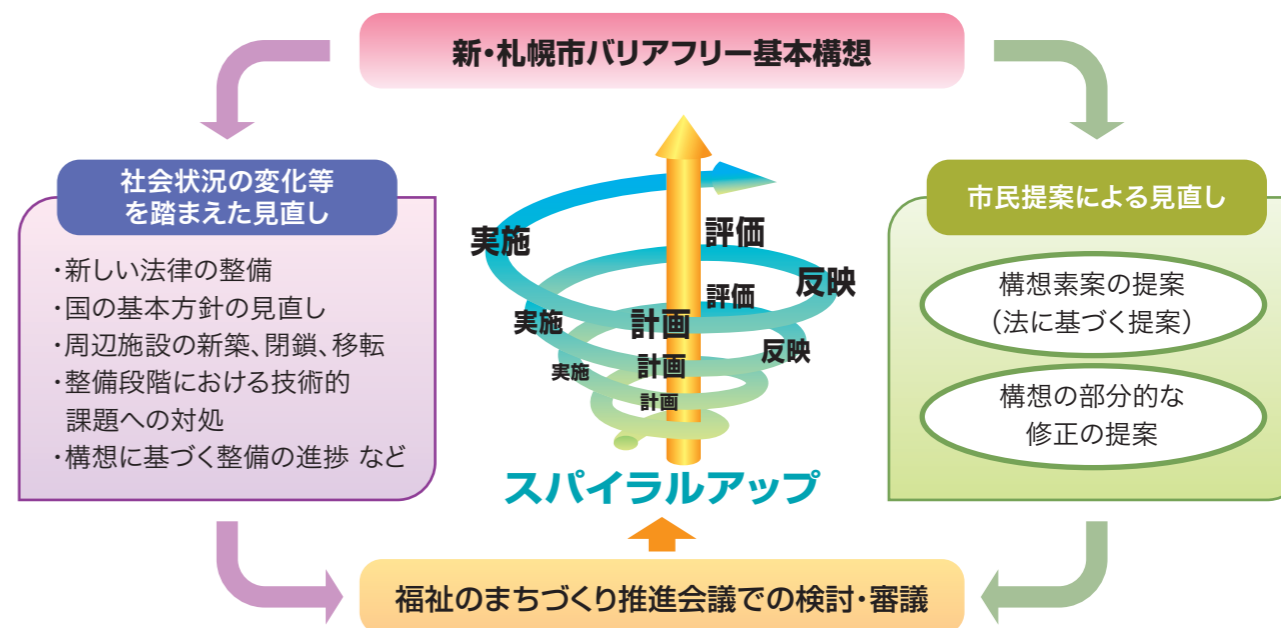
利用者相互の助け合い
ルールを守った自転車や駐車場の利用
視覚障がい者誘導用ブロックの適切な管理
外国人に対する配慮
NPOやボランティア活動による取組 など



2 スパイラルアップ

バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置を当事者参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が重要です。

札幌市に対し、市民・事業者などから基本構想の改定などに関わる提案があった場合には、札幌市及び関係機関と協議の上、必要に応じて基本構想の見直しなどを行い、その結果は毎年度開催される「福祉のまちづくり推進会議」にて報告されます。



3 心のバリアフリー

高齢者や障がい者にとっては、生活する上で様々なバリアがあることを理解し、その社会参加に積極的に協力する“心のバリアフリー”も同時に推進することが重要です。

多様なバリアを取り除く努力を地域社会全体で行い、利用者などがお互いにマナーを守り、譲り合い支え合うことで、はじめて安全、安心、快適なバリアフリーを実現することができます。

